

「館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例」の手引き

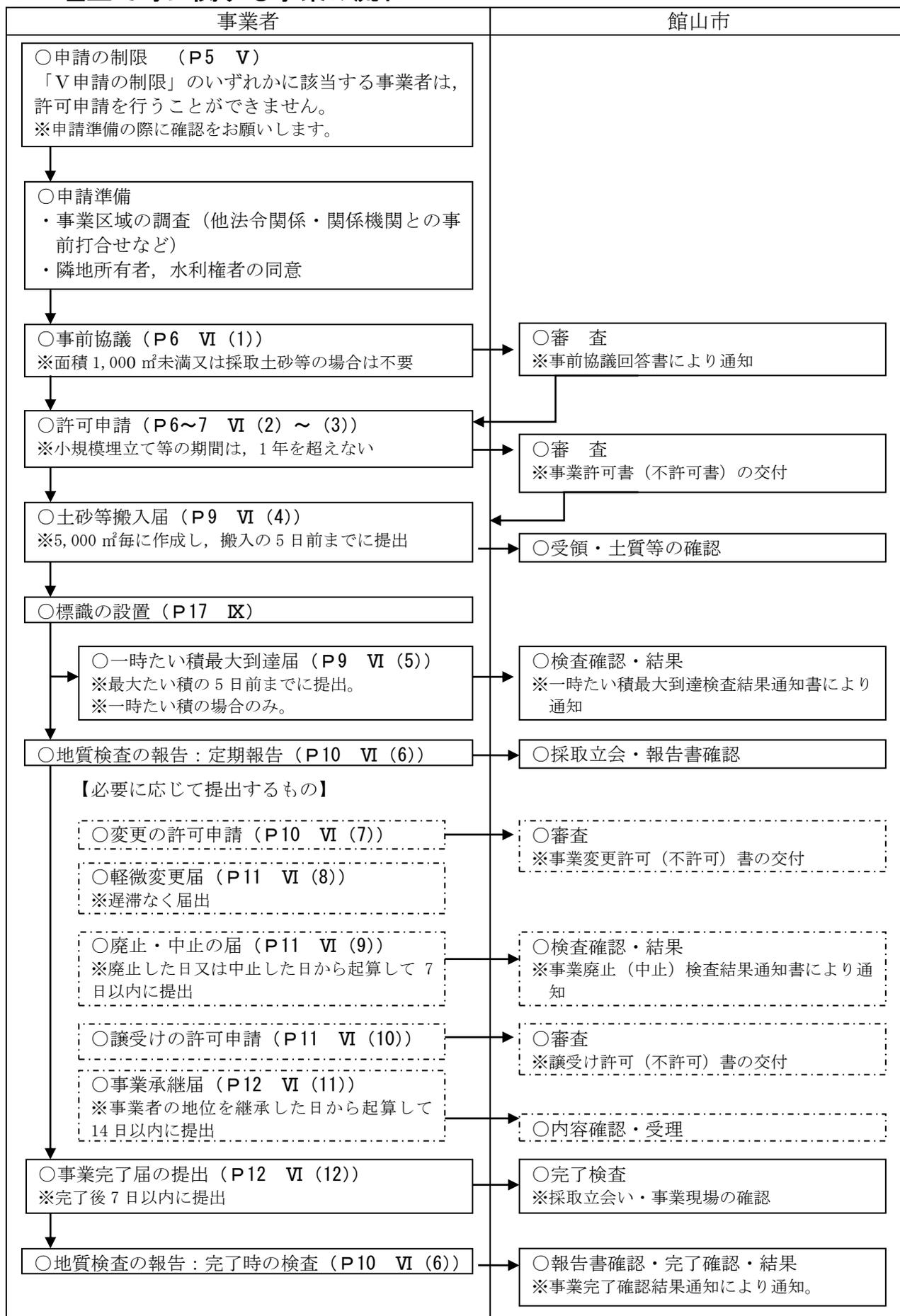
館山市建設環境部環境課

平成 2 7 年 1 0 月
平成 3 0 年 4 月改正
令和 元 年 7 月改正
令和 3 年 4 月改正
令和 5 年 7 月改正

目次

I	埋立て等に関する事業の流れ	1
II	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例について	2
III	用語の説明（条例第2条）	2
IV	条例の概要	3
	（1）安全基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止（条例第3条の3）	3
	（2）事業者等の責務（条例第3条）	3
	（3）許可が必要な事業（条例第5条）	3
	（4）許可が不要な事業（条例第5条）	3
	（5）許可基準（第5条の3）	3
	（6）定期的な報告義務（条例第9条）	4
	（7）申請の制限（条例第5条の2の3）	4
	（8）罰則（条例第22条）	4
V	申請の制限（条例第5条の2の3）	5
VI	申請方法等	6
	（1）事前協議（条例第4条）	6
	（2）許可申請（条例第5条の2）	6
	（3）一時たい積事業許可申請（条例第5条の2）	7
	（4）土砂等搬入届（第8条第1項）	9
	（5）一時たい積最大到達届（条例第8条第1項）	9
	（6）地質検査の報告（条例第9条）	10
	（7）変更許可申請書（条例第6条）	10
	（8）軽微変更届（条例第6条第3項）	11
	（9）事業廃止（中止）届（条例第11条）	11
	（10）譲受け許可申請書（条例第12条の3）	11
	（11）事業承継届（条例第13条）	12
	（12）事業完了届（条例第12条）	12
VII	構造上の基準（施行規則別表第1・第2）	13
VIII	土砂等の安全基準（施行規則別表第4）	15
IX	標識の掲示（条例第10条）	17
X	指導・罰則等	18
	（1）措置命令（条例第14条・施行規則第16条の2）	18
	（2）許可の取消し等（条例第16条・施行規則第16条の3）	18
	（3）代執行等（条例第18条）	18
	（4）報告（条例第20条・施行規則第17条）	18
	（5）立入検査（条例第20条）	19
	（6）違反事実の公表（条例第21条）	19
	（7）罰則（条例第22・23条）	19
	（8）両罰規定（条例第24条）	19
	【必要書類チェック表】	20

I 埋立て等に関する事業の流れ



Ⅱ 館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例について

この条例は、土地の埋立て等について、必要な規制を行うことにより、土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、市民の良好な生活環境を守ることを目的に、平成元年に制定された「館山市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例」（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「施行規則」という。）を改正したものです。（平成 27 年 10 月 1 日施行）

この条例には、土砂等の安全基準や埋立て等の構造上の基準、埋立て現場での地質検査の義務付けなど土砂等による土地の埋立て等が適正に行われるようにするための規制が定められています。

Ⅲ 用語の説明（条例第 2 条）

○土砂等

- ・製品の山砂 ・土 ・砂利 ・残土*
 - ・岩石等が混入されていても全体として土砂とみなすことができるもの
 - *残土とは、建築工事や土木工事などで建設副産物として発生する土砂のことをいいます。
- 「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」に規定される第 1 種から第 3 種建設発生土等

○土砂等の埋立て等

土砂等による土地の埋立て、盛土、その他の土地への土砂等のたい積を行う行為

○小規模埋立て等

他の場所から搬入した土砂等を使用して土砂等の埋立て等を行う事業をいいます。土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 500 m²以上 3,000 m²未満のものです。3,000 m²以上は県の管轄となります。

○採取土砂

千葉県が許認可した山砂採取場所等から採取された土砂等をいいます。
採石法（昭和 25 年法律第 291 号）、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）
千葉県土採取条例（昭和 49 年千葉県条例第 1 号）

○一時たい積

他の場所への搬出を目的として、当該事業を行う区域以外の場所から採取された土砂等をたい積する事業をいいます。

○事業者

- ・土地の所有者 ・管理者 ・占有者（土地を借りて事業を行おうとする者）
- ・土砂等の埋立て等を施工する者

○運搬事業者

土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬する事業を行う者をいいます。

IV 条例の概要

(1) 安全基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止 (条例第3条の3)

土砂等の安全基準 (P15 VIII) に適合しない土砂等の埋立て等を禁止しています。

(2) 事業者等の責務 (条例第3条)

①事業者の責務

- ・その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する。
- ・苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもってその解決に当たる。
- ・一時たい積に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置を講ずるように努める。
- ・汚染され、又はそのおそれのある土砂等を排出することがないよう努める。

②運搬事業者の責務

- ・当該土砂等の汚染状況を確認し、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努める。
- ・発生場所が異なる土砂等が混合しないように運搬するよう努める。

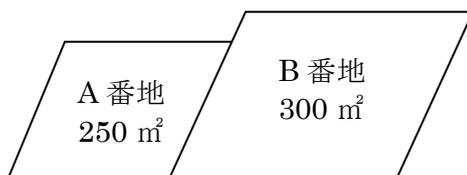
(3) 許可が必要な事業 (条例第5条)

	面積	土量	期間
埋立・盛土	500 m ² 以上	250 m ³ 超	×
一時たい積	3,000 m ² 未満		3ヵ月超

※500 m²未満であっても、次のいずれかに該当する場合で、一部でも同一事業者が埋立て等を行う場合、その土地と合算して500 m²以上となる時は、許可対象事業となります。

- ・1年以内に埋立て等をした土地に隣接する土地
- ・当該区域が2以上にまたがり近隣する土地
(区域端の間が最も近い水平距離50m以内)

例



A番地：H27.5.1 事業終了

B番地：H27.10.1 事業開始

→1年以内に埋めたAと隣接しているため、B番地の埋立て等の事業では許可が必要です。

(4) 許可がない事業 (条例第5条)

- ①国、地方公共団体その他公共的団体等が行う事業
- ②採取土砂を販売するために一時的 (3ヵ月未満) に土砂等のたい積を行う事業

(5) 許可基準 (第5条の3)

- ①構造上の基準 (P13 VII) に適合していること。
- ②土砂等の安全基準 (P15 VIII) に適合していること。
- ③小規模埋立て等の事業期間は、1年を超えないこと。

(6) 定期的な報告義務 (条例第9条)

埋立て現場で定期的に地質検査を実施し、市へ報告する義務があります。

(P10 VI (6))

(7) 申請の制限 (条例第5条の2の3)

市の許可申請は、市民の良好な生活環境を守るために、小規模埋立て等を行う場合に、申請の制限 (P5 V) に該当する事業者は、申請を行うことができません。

(8) 罰則 (条例第22条)

条例の規定に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等の罰則規定があります (P18 X)。

***埋立てに使用するものや事業面積、土量等によりこの条例の対象とされない事業もありますが、周辺の環境に配慮し、安全基準に適合したものを、施工をお願いします。**

V 申請の制限 (条例第5条の2の3)

以下のいずれかに該当する事業者は、小規模埋立て等における各種の申請を行うことができません。

- ①成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者
- ②小規模埋立て等の廃止又は中止、完了し、市から環境の保全及び災害の防止を図るため必要な措置を命ぜられ、その措置を完了していない者
- ③土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない若しくはそのおそれがある土砂等が使用され、市から土壌の汚染を防止するために必要な措置を命ぜられ、その措置を完了していない者
- ④許可の取り消しを受け、原状回復その他必要な措置を命ぜられ、その措置を完了していない者
- ⑤許可の取り消しを受け、その取り消しの日から3年を経過していない者
- ⑥千葉県条例*の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者
- ⑦千葉県条例*の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間を経過しない者
- ⑧千葉県条例*の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者
- ⑨森林法、都市計画法、自然公園法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律の規定による命令を受け、必要な措置を完了せず、又は違反を是正するための必要な措置を完了していない者
- ⑩事業者が館山市及び住所を有する市町村から課せられる税の滞納がある者
- ⑪暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑫暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動等を支配する者
- ⑬埋立て事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ⑭営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が①～⑬に該当する者
- ⑮法人であって、その役員又は本店、支店の代表者が①～⑬に該当する者。
※継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、小規模埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者も同様
- ⑯個人であって、その役員又は本店、支店の代表者が①～⑬に該当する者。
※継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、小規模埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者も同様

*千葉県条例とは、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」をいいます。

VI 申請方法等

(1) 事前協議 (条例第4条)

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て面積が1,000 m²以上 ・採取土砂以外の土砂等を使用 (P2 III) <p>*上記に該当しない場合でも、申請は可能です。</p>
提出書類	<p>埋立て等：事業事前協議書 (第1号様式)</p> <p>一時たい積：事業 (一時たい積) 事前協議書 (第2号様式)</p>
添付書類	<p>①事業区域の位置図 (1/10, 000)</p> <p>②事業区域の見取り図 (1/2, 500) 付近の住居や公共施設等を明記すること。</p> <p>③事業区域の平面図 (1/250~1/500)</p> <p>④事業区域の断面図 (1/250~1/500) 一時たい積の場合、たい積が最大となったときの構造がわかるもの。</p> <p>⑤土砂等の予定量の計算書 一時たい積の場合は不要</p> <p>⑥土砂等の運搬経路図 各採取地点から埋立て現場までの経路を記載</p>
手数料	無

(2) 許可申請 (条例第5条の2)

提出書類	事業許可申請書 (第4号様式)
添付書類	<p>《図面・計算書等》</p> <p>①事業区域の位置図 (1/10, 000)</p> <p>②事業区域の見取り図 (1/2, 500) 付近の住居や公共施設等を明記すること。</p> <p>③事業区域の平面図 (1/250~1/500)</p> <p>④事業区域の断面図 (1/250~1/500)</p> <p>⑤土砂等の予定量の計算書</p> <p>⑥安定計算を記載した計算書 安定計算を行った場合のみ ボーリングデータ, 土質試験結果も添付</p> <p>⑦擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図, 背面図, 構造計算書 擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合のみ 図面の縮尺は1/20~1/50 一時たい積の場合は不要</p> <p>⑧土砂等の運搬経路図 土砂等の各採取場所から埋立て現場までの運搬経路図を明記</p> <p>⑨誓約書 (第5号様式)</p> <p>《他機関で取得するもの》</p> <p>⑩土地の登記事項証明書 (法務局)</p>

	<p>⑪公図の写し（法務局）</p> <p>⑫法人に係る登記事項証明書（法務局） 事業者に法人が含まれる場合のみ</p> <p>⑬埋蔵文化財所在の有無の確認書類（千葉県教育委員会）</p> <p>⑭事業者の住民票の写し（市区町村）</p> <p>⑮事業者の印鑑登録証明書（市区町村）</p> <p>⑯完納証明書（第5号の2様式）（市区町村）</p> <p>⑰施行規則別表第3に該当する事業であることを証する書類（管轄機関） 該当する場合のみ</p> <p>《他者の同意が必要なもの》</p> <p>⑱隣地所有者と水利権者の同意書 隣地所有者＝事業区域と隣接する土地所有者 同意が得られない場合は、説明の経緯や同意が得られない理由などを記載した書類を添付</p> <p>⑲事業区域内土地施工同意書（第6号の2様式）と同意書に押印されている印鑑の印鑑登録証明書 埋立て等をする土地が事業者自身の土地であっても、抵当権が設定されているなどの場合は同意書が必要です。</p> <p>《その他》</p> <p>⑳市長が必要と認めるもの</p>
注意事項	<p>*⑨・⑩・⑪・⑫・⑭・⑮・⑯は申請日の1ヵ月以内を取得したもの</p> <p>*事業者が複数いる場合は、それぞれの⑨・⑭・⑮・⑯が必要です。</p> <p>*事業者に法人が含まれる場合は、法人と⑫に記載されている役員、支店全員の⑨・⑭・⑮・⑯が必要です。</p> <p>*事業者が市外に在住（所在）している場合、在住（所在）する市区町村と館山市の両方の⑯が必要です。</p>
手数料	20,000円

（3）一時たい積事業許可申請（条例第5条の2）

提出書類	事業（一時たい積事業）許可申請書（第6号様式）
添付書類	<p>《図面・計算書等》</p> <p>①事業区域の位置図（1/10,000）</p> <p>②事業区域の見取り図（1/2,500） 付近の住居や公共施設等を明記すること。</p> <p>③事業区域の平面図（1/250～1/500）</p> <p>④事業区域の断面図（1/250～1/500） たい積が最大となったときの構造がわかるもの。</p> <p>⑤土砂等の予定量の計算書 土砂等の各採取場所から埋立て現場までの運搬経路図を明記</p>

	<p>⑥安定計算を記載した計算書 安定計算を行った場合のみ ボーリングデータ，土質試験結果も添付</p> <p>⑦表土と使用される土砂等が遮断される構造であることがわかる図面 遮断される構造である場合のみ 1/20～1/50の断面図</p> <p>⑧土砂等の運搬経路図 各採取地点から埋立て現場までの経路を記載</p> <p>⑨誓約書（第5号様式）</p> <p>《他機関で取得するもの》</p> <p>⑩土地の登記事項証明書（法務局）</p> <p>⑪公図の写し（法務局）</p> <p>⑫法人に係る登記事項証明書（法務局） 事業者が法人に含まれる場合のみ</p> <p>⑬事業者の住民票の写し（市区町村）</p> <p>⑭事業者の印鑑登録証明書（市区町村）</p> <p>⑮完納証明書（第5号の2様式）（市区町村）</p> <p>⑯施行規則別表第3に該当する事業であることを証する書類（管轄機関） 該当する場合のみ</p> <p>《他者の同意が必要なもの》</p> <p>⑰隣地所有者と水利権者の同意書 隣地所有者＝事業区域と隣接する土地所有者 同意が得られない場合は，説明の経緯や同意が得られない理由などを記載した書類を添付</p> <p>⑱事業区域内土地施工同意書（第6号の2様式）と同意書に押印されている印鑑の印鑑登録証明書 埋立て等をする土地が事業者自身の土地であっても、抵当権が設定されているなどの場合は同意書が必要です。</p>
注意事項	<p>* ⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮は申請日の1ヵ月以内に取得したものです。</p> <p>* 事業者が複数いる場合は，それぞれの⑨・⑬・⑭・⑮が必要です。</p> <p>* 事業者が法人に含まれる場合は，法人と⑫に記載されている役員，支店の⑨・⑬・⑭・⑮が必要です。</p> <p>* 事業者が市外に在住（所在）している場合，在住（所在）する市区町村と館山市の両方の⑮が必要です。</p>
手数料	20,000円

*平成27年度10月以前（条例改正前）よりも必要な書類が増えています。
添付漏れがないように，再度P19のチェック表を確認してください。

*各種様式は，館山市環境課でお渡ししています。
また，館山市ホームページからダウンロードできます。

【アドレス】 <http://www.city.tateyama.chiba.jp/kankyoku/page100086.html>

(4) 土砂等搬入届 (第8条第1項)

土砂等の搬入を行う際は次の書類を提出し、市の確認を受ける必要があります。

なお、搬入届は土砂等の採取場所ごとに、また、同一の採取場所の場合においても5,000 m³毎に作成します (例1・2参照)。

いつ	搬入する5日前まで
提出書類	土砂等搬入届 (第11号様式)
添付書類	①土砂等採取元証明書 (第12号様式) ②検査試料採取調書 (第13号様式) ③地質分析結果証明書 (第14号様式) ※①～③は、事業者の責任により採取土砂である場合は省略することができます。 ④土砂の売渡証明書等、その土砂を譲渡したことを証する書類 ※採取土砂の場合のみ

例1 搬入元AとBのそれぞれの搬入届が必要になります。

搬入元A工事現場



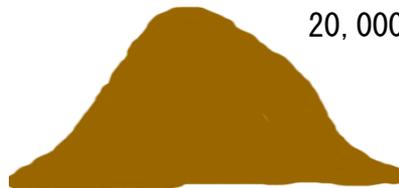
搬入先 埋立て現場



搬入元B工事現場



例2 20,000 m³ ÷ 5,000 m³ = 4通に分けて搬入届を提出する必要があります。



20,000 m³



(5) 一時たい積最大到達届 (条例第8条第1項)

一時たい積による土砂等のたい積が、最大たい積に到達する前に、次の書類を提出し、市の確認を受ける必要があります。

いつ	最大たい積に到達する5日前まで
提出書類	一時たい積最大到達届 (第14号の2様式)
添付書類	なし

(6) 地質検査の報告 (条例第9条)

事業者は、事業を開始した日 (事業着手日等) から定期的に、指定する方法による地質検査を実施し、報告しなければなりません。

いつ	定期検査	埋立て	事業開始から6か月ごとに実施。 ※報告は、当該6か月を経過した日から1週間以内に行うこと。
		一時たい積	事業開始から3か月ごとに実施。 ※報告は、当該3か月を経過した日から1週間以内に行うこと。 ※表土と埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、地質検査を省略することができます。
	完了等検査		事業完了 (廃止・中止) 届提出による検査時
提出書類	地質検査報告書 (第15号様式)		
添付書類	①採取場所を記載した図面及び現場写真 ②検査試料採取調書 (第13号様式) ③地質分析結果証明書 (第14号様式)		
検査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員立会いの上実施してください。 ・事業区域の中から、市職員が任意で選んだ4地点の土壌を混合し、1試料とします。 ・土砂等の安全基準 (P14~15 VIII) の項目ごとに、定める測定方法により実施してください。 		

(7) 変更許可申請書 (条例第6条)

土地の埋立て等の許可を受けた後に軽微変更該当する変更以外の許可内容を変更する時は、次の書類の提出が必要となります。

該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・当初許可された埋立ての期間が延長する場合 ・建設発生土から購入土への変更やその逆の場合 ・事業者 (人格・法人) が変更となる場合 ・埋立て等に用いる土砂等の増量変更 ※埋立て面積は、当初許可された埋立て面積の2割以下であること。 また、変更後の埋立て面積の全体が3,000㎡までとなります。
提出書類	事業変更許可申請書 (第8号様式)
添付書類	申請書に添付した書類のうち、変更に関連するもの。
手数料	10,000円

(8) 軽微変更届 (条例第6条第3項)

土地の埋立て等の許可を受けた後に軽微変更に該当する変更に関する許可内容を変更する時は、次の書類の提出が必要となります。

該当するもの	・ 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所の変更 ・ 埋立て等に用いる土砂等の減量変更 ・ 土砂等の採取場所の変更
提出書類	事業軽微変更届 (第9号様式)
添付書類	・ 住民票の写し (住所又は氏名の変更の場合) ・ 法人登記事項証明書(名称・代表者氏名変更の場合)

(9) 事業廃止(中止)届 (条例第11条)

事業者は、許可を受けた埋立て事業等を廃止、又は中止したときは、次の書類を市に提出する必要があります。

いつ	廃止・中止した日から7日以内	
提出書類	事業廃止(中止)届 (第17号様式)	
添付書類	廃止	事業区域の平面図及び断面図 (事業の施工の構造が確認できるもの)
	中止	事業の区域以外の地域への当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をしたことがわかる図面

(10) 譲受け許可申請書 (条例第12条の3)

埋立て事業等の許可を受けた者から、当該許可に係る埋立て事業等の全部又は一部を譲り受けようとする事業者は、あらかじめ次の書類を提出し、許可を得る必要があります。

提出書類	譲受け許可申請書 (第18号の4様式)
添付書類	①住民票の写し (法人の場合にあっては、法人に係る登記事項証明書) ②印鑑登録証明書 ③誓約書 (第5号様式) ④完納証明書 (第5号の2様式)
注意事項	* 添付書類は、申請日の1ヵ月以内のもの * 事業者が法人に含まれる場合は、①に記載されている各役員と法人自身の②～④が必要です。 * 事業者が市外に在住(所在)している場合、在住(所在)する市区町村と館山市の両方の④が必要です。
手数料	10,000円

(11) 事業承継届 (条例第13条)

埋立て事業等の許可を受けた者から、相続、合併、又は分割があった場合、事業者の地位を承継したときは、次の書類を市に提出する必要があります。

※事業の審査はなく、新たに譲り受ける事業者の審査となります。

いつ	承継した日から起算して14日以内
提出書類	事業承継届 (第19号様式)
添付書類	承継に必要な権限を取得した事実を証する書類 (遺産分割協議書及びその添付書類、法人の登記事項証明書)
注意事項	*相続人が複数で、かつ、相続が確定していない場合 相続人の代表者が届出てください。ただし、他の相続人全員の同意があることがわかる書類を添付してください。 *法人の場合は、以下の法人が届出てください。 合併後も存続する法人 合併により設立した法人 分割により許可を得ている埋立て等の事業を承継した法人

(12) 事業完了届 (条例第12条)

事業者は、許可を受けた埋立て事業等が完了したときは、次の書類を市に提出する必要があります。

いつ	事業等完了後7日以内
提出書類	事業完了届 (第18号様式)
添付書類	完了した事業の構造が確認できる平面図及び断面図 ※完了図面を提出してください。
注意事項	事業完了後の地質検査が必要になります。 地質検査については、P10 VI(6)を参照してください。

Ⅶ 構造上の基準（施行規則別表第1・第2）

《小規模埋立ての基準》

- ①事業を行う区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- ②著しく傾斜をしている土地において事業を行う場合にあっては、埋立てを行う前の地盤と事業に使用された土砂等の接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- ③土砂等の埋立て等の高さ（事業により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		土砂等の埋立て等の高さ		のり面のこう配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき土砂等の埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安定が確保される高さ	安定が確保されるこう配
		その他	10m以下	垂直1mに対する水平距離が1.8m（土砂等の埋立て等の高さが5m以下の場合にあっては、1.5m）以上のこう配
	その他	5m以下		垂直1mに対する水平距離が1.5m以上のこう配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保されるこう配

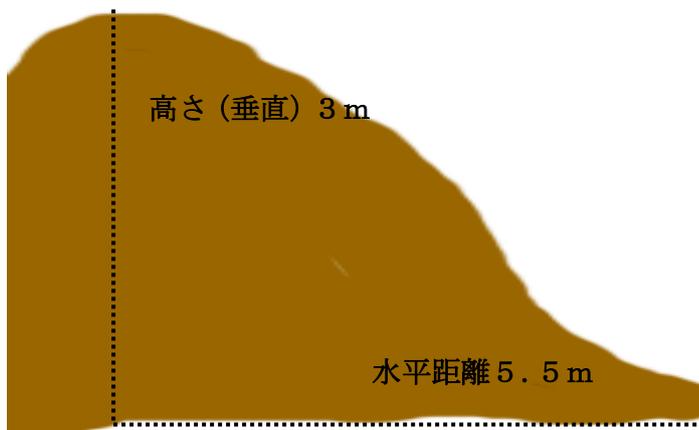
- ④擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定にそれぞれ適合すること。
- ⑤土砂等のたい積の高さが5m以上である場合にあっては、必要に応じ、のり面の途中に土砂等のたい積の高さが5mごとに幅が1m以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水によるのり面の崩壊を防止するため排水溝の設置その他の措置が講じられていること。
- ⑥事業の完了後の地盤に雨水その他の浸透水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- ⑦石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他ののり面を風化その他の侵食から保護する措置が講じられていること。
- ⑧事業の区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- ⑨事業完了後、事業区域から雨水が周辺の隣接地へ流出しないための措置が講じられ

ていること。

《一時たい積の基準》

- ①一時たい積が行われる区域の隣接地と一時たい積を行う場所との間に、2m以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- ②土砂等のたい積の高さが5m以下であること。
- ③土砂等のたい積によるのり面のこう配は、垂直1mに対する水平距離が1.8m以上のこう配であること。

例 「垂直1mに対する水平距離が1.8m以上のこう配」



高さ(垂直) $3\text{m} \times 1.8\text{m} = 5.4\text{m}$

水平距離 $5.5\text{m} \geq 5.4\text{m}$

VIII 土砂等の安全基準（施行規則別表第4）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表測定方法の欄に掲げる方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	
砒(ひ)素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、事業の区域の土地利用目的が田である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
銅	事業の区域の土地利用目的が田である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	
1, 2 - ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	
1, 1 - ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	
1, 2 - ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	
1, 3 - ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	

セレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミ リグラム以下	
ほう素	検液1リットルにつき1ミリ グラム以下	
1, 4 - ジオキサン	検液1リットルにつき0.05 ミリグラム以下	
pH	汚染された土壌の恐れのある 数値でないこと	規格 12.1 に定める方法
COD		規格 17 に定める方法
塩化物イオン		規格 35.1 35.3 に定める方法
電気伝導率		規格 13 に定める方法

備考

- ①基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- ②基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- ③有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- ④1, 2 - ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。
- ⑤pH, COD, 塩化物イオン及び電気伝導率の各項目に係る測定は、それぞれ市の指示があつたときに限り行うものとする。

*「PH」「COD」「塩化物イオン」「電気伝導率」は、館山市独自の項目です。
市から検査の指示があつた場合は、検査を実施して下さい。

【変更点】

※令和元年7月から測定項目を変更しました。

旧：シスー1, 2 - ジクロロエチレン

新：1, 2 - ジクロロエチレン (シス体とトランス体の濃度の和)

※令和3年4月から下記2項目の基準値が変更となりました。

・カドミウム

旧：「0.01mg 以下」 → 新：「0.003mg 以下」

・トリクロロエチレン

旧：「0.03mg 以下」 → 新：「0.01mg 以下」

Ⅸ 標識の掲示 (条例第10条)

許可を受けた事業者は、小規模埋立て等区域の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。

○小規模埋立て等に関する標識

120 cm		
小規模埋立て等 事業内容		
1	許可番号 年月日 付け館山市指令第号	
2	事業区域の所在地	
3	事業区域の面積	
4	事業の目的	
5	事業の施工期間	
6	土砂等の採取場所	
7	搬入予定量 (搬出予定量)	
8	土地所有者 住所 氏名	連絡先 夜間
	管理者・占有者 住所 氏名	連絡先 夜間
	埋立施工者 住所 氏名	連絡先 夜間
9	現場責任者 氏名	
100cm		

注 1 一時たい積の場合にあつては、7の項に年間の搬入量及び搬出予定量を記載すること。

2 8の項について土地の管理者又は占有者がある場合には、その住所、氏名及び連絡先の電話番号を記載すること。

3 掲示位置は、事業の区域の見やすい場所に掲示すること。(表示板の下端は地表から100cm以上150cm以下となるようにすること。)

X 指導・罰則等

許可を受けずに事業を施工している場合又は許可条件に違反して事業を施工している場合は、許可の取消し、措置命令、罰則などの対象になります。

(1) 措置命令 (条例第 14 条・施行規則第 16 条の 2)

- ①土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるとき。
- ②土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したとき。
- ③土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための緊急の必要があると認めるとき。
- ④事業者が、小規模埋立て等の許可、変更許可、譲受けの許可の規定に違反して小規模埋立て等を行ったとき。
- ⑤事業者が、許可を得るうえでの基準、又は許可の条件に違反して小規模埋立て等を施工しているとき。

(2) 許可の取消し等 (条例第 16 条・施行規則第 16 条の 3)

- ①偽りその他不正な手段により許可を受けたもの。
- ②許可を受けた土砂等の埋立て等を引き続き 6 か月以上行っていないとき。
- ③許可を受けた時点において、「V 申請の制限」に記載する⑥～⑨の項目に該当していたことが判明したとき。
- ④「V 申請の制限」に記載する⑪～⑫、⑭～⑯の項目に該当するに至ったとき又は該当していたことが判明したとき。
- ⑤変更の許可を受けなければならない事項で許可を受けずに変更したとき。
- ⑥許可の条件の規定により付された条件に違反したとき。
- ⑦土砂等の搬入の届出、地質検査の報告、標識の掲示等の規定に違反したとき。
- ⑧措置命令に規定による命令に従わないとき。

(3) 代執行等 (条例第 18 条)

事業者が、事業廃止（中止）措置命令書、事業完了措置命令書、措置命令書、許可取消措置命令書で指定された期限までに命ぜられた措置を履行しないときは、行政代執行法の定めるところにより、市が事業者の行うべき行為をなし、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を事業者から徴収します。

(4) 報告 (条例第 20 条・施行規則第 17 条)

市は、必要な限度において、事業者に対して土砂の性状、小規模埋立て等の進捗状況等必要な事項について、報告を求めることができます。

(5) 立入検査 (条例第 20 条)

市は、必要な限度において、指定する職員が小規模埋立て等の区域若しくは関係箇所に立ち入り、施設その他の物件を検査し、又は関係人に質問させることができます。また、立入検査の際、当該職員は、試験のため必要な最小量に限り土砂等を無償で収去することができます。

(6) 違反事実の公表 (条例第 21 条)

市は、事業廃止（中止）措置命令書、事業完了措置命令書、措置命令書、許可取消措置命令書に違反し環境の保全及び災害の防止を図るうえで支障があると認めるときは、その事実を公表することができます。

(7) 罰則 (条例第 22・23 条)

○1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

- ①許可を受けずに事業を施工した者。
- ②虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けた者。
- ③事業廃止（中止）措置命令書、事業完了措置命令書、措置命令書、許可取消措置命令書に違反した者。
- ④名義貸しを行い、第三者に土砂等の埋立て等を行わせた者。

○50 万円以下の罰金

- ①土砂等搬入届を提出しない、又は虚偽の届出をして土砂等を搬入した者。
- ②標識を掲示しない者。
- ③事業廃止（中止）届を提出しない、又は虚偽の届出をした者。
- ④事業完了届を提出しない、事業継承届を提出しない、又は虚偽の届出をした者。
- ⑤譲受け許可申請書又は事業継承届を提出しない、又は虚偽の届出をした者。
- ⑥市長が求める埋立ての状況等の報告をしない、若しくは虚偽の報告をした者。
- ⑦立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

(8) 両罰規定 (条例第 24 条)

法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他従業員が、その法人等の業務に関し、罰則にあたる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても罰金刑が科せられます。

【必要書類チェック表】

- 種 類： 一時たい積 ・ 小規模埋立て
 ○事前協議の必要性： 有 ・ 無

		一時 たい 積	小規 模埋 立て
事前協議	事業事前協議書	—	
	事業（一時たい積）事前協議書		—
	位置図・付近の見取図		
	平面図・断面図（埋立て前後の構造が確認できるもの）	—	
	平面図・断面図（土砂等のたい積が最大となる場合、たい積の構造が確認できるもの）		—
	土砂等の予定量の計算書	—	
	土砂等の運搬経路図		

許可申請	事業許可申請書	—	
	事業（一時たい積）許可申請書		—
	位置図・付近の見取図		
	平面図・断面図（埋立て前後の構造が確認できるもの）	—	
	平面図・断面図（土砂等のたい積が最大となる場合、たい積の構造が確認できるもの）		—
	土砂等の予定量の計算書		
	構造の安定計算書 ※安定計算を行った場合		
	擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図並びに構造計算書 ※擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合	—	
	土砂等の運搬経路図		
	表土と埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、その構造がわかる図面		—
	誓約書(第5号様式)		
	土地の登記事項証明書及び公図の写し		
	埋蔵文化財所在の有無の確認書類	—	
	住民票の写し(法人は法人登記事項証明書)		
	印鑑登録証明書		
	完納証明		
	事業が別表第3（規則第9条）に掲げる行為に該当する場合にあっては、その旨を証する書類		
	隣地所有者・水利権者の同意書		
事業区域内土地施工同意書及び当該同意書に押印された印鑑登録証明			

館山市建設環境部環境課環境対策係

T E L : 0470-22-3352

F A X : 0470-23-3116